

大船渡地方振興局長告示第 17 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認した。

平成 20 年 7 月 11 日

大船渡地方振興局長 高 橋 克 雅

1 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所

(1) 名称 大船渡市農業協同組合

(2) 住所 大船渡市盛町字下館下 7 番地 16

2 農地保有合理化事業規程承認の年月日 平成 20 年 5 月 1 日

3 変更の内容

「農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準」（平成 12 年 9 月 1 日付け 12 構改 B 第 846 号）の一部改正（平成 20 年 2 月 29 日付け 19 経営第 6987 号）に伴い、所要の改正をするもの。

4 変更承認の年月日 平成 20 年 7 月 2 日